

奈良県訓令第十号

各部課室

各出先機関

奈良県副知事の担任事務に関する規程（平成二十五年三月奈良県訓令第八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

本則中「税制、」を「税制及び」に改め、「並びに紀伊半島大水害の復旧及び復興」を削る。